

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の内容

1 キャッチコピー

なんでもおしえて こころのもやもや

2 目的

学校におけるいじめや家庭内における児童虐待等の事案が、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施します。

3 実施機関

津地方法務局及び三重県人権擁護委員連合会

4 実施期間

令和6年8月21日（水）から同月27日（火）までの7日間

5 受付時間

午前8時30分から午後7時まで

ただし、8月24日（土）・25日（日）は午前10時から午後5時まで

6 相談窓口

(1) こどもの人権110番

電話番号 0120-007-110（電話料金はかかりません。）

(2) LINEじんけん相談（令和4年10月から三重県内にお住まいの方も御利用いただけるようになりました。）

アカウント名 法務局LINEじんけん相談

検索ID @linejinkensoudan

7 相談担当者

法務局職員及び人権擁護委員

## 「こどもの人権110番」 広報ポスターの送付について

全国の法務局・地方法務局では、いじめや家庭内における虐待等に悩む子どもたちの声を聴くため、専用相談電話「こどもの人権110番」、チャット版の相談窓口である「LINEじんけん相談」及びインターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOSメール」を開設して、子どもをめぐる人権相談に応じています。

また、全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

このうち、「こどもの人権110番」及び「LINEじんけん相談」について、その取組を強化するため、本年8月21日（水）から8月27日（火）までの7日間は、平日の受付時間を延長するとともに、土日も相談に応ずる「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」を実施します。

これに先立って、こどもの人権相談について、少しでも多くの子どもたちや保護者の皆様に知っていただき、子どもたちの声を一つでも多く聴くことができるよう、法務省の人権擁護機関のイメージキャラクター「人KENまもる君、人KENあゆみちゃん」を使用した広報ポスターを作成し、関係機関の皆様方に送付させていただくことといたしました。

本取組の趣旨を御理解いただき、「こどもの人権110番」広報ポスターを掲示していただき、本取組の周知について、御協力いただきますようお願いいたします。

津地方法務局 人権擁護課

### 「こどもの人権110番」

0120-007-110

8月21日（水）～8月23日（金）／8月26日（月）～8月27日（火） 8:30～19:00

8月24日（土）～8月25日（日） 10:00～17:00

※通常は、平日 8:30～17:15